

法人三税の申告関係書類の押印廃止に伴う対応について
(法人の県民税・法人の事業税・特別法人事業税)

令和3年度税制改正等により、地方税関係書類の押印制度が廃止されました。

これに伴い、法人の県民税等に係る申告書及び届出書についても原則として押印が不要となります。

島根県から送付する申告書及び申請書は印刷の都合上、押印欄が残った様式を送付する場合がありますが、押印欄のある書類も引き続きご利用いただけます。

○ 主な押印廃止書類

第6号様式	確定・中間・修正申告書
第6号様式(その2)	確定・中間・修正申告書
第6号の3様式	予定申告書
第6号の3様式(その2)	予定申告書
第11号様式	均等割申告書
第13号様式	災害延長承認申請書
第4号様式	期限延長申請書
第30号様式	法人設立 事務所等設置 届出書
第30号の2様式	法人届出事項の変更等届出書
第31号様式	収益事業開始届出書
第73号様式	審査請求書
第78号様式	法人の県民税課税免除申請書

○ 問い合わせ先

- 東部県民センター 法人課税課 (0852) 32-5621
- 西部県民センター 法人・軽油課税課 (0855) 29-5519
- 島根県総務部税務課 課税グループ (0852) 22-5892